

# (介護予防) 居宅療養管理指導

## 重要事項説明書

### 1. 事業者概要

事業者名称	南丹市国民健康保険南丹みやま診療所
事業所の所在地	京都府南丹市美山町安掛下 8 番地
事業所指定番号	京都府指定第 2 6 1 3 4 0 0 4 2 9
代表者名	南丹市長 西村 良平
電話番号	0771-75-1113

### 2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護または要支援状態にあり、医師の往診または訪問診療による計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、医師が利用者や家族に対し適正な（介護予防）居宅療養管理指導等を提供すること。
運営の方針	・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

### 3. 提供するサービス

当事業所が提供するサービスは以下の通りです。

① 医師の居宅等への訪問による利用者及び家族への医学的観点からの指導、助言
② 往診または訪問診療による計画的かつ継続的な医学的管理に基づく利用者の状態について、居宅支援事業者や他の居宅サービス事業者への情報提供

### 4. 開設日時

通常開設日は、月曜日～金曜日の午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分とします。

ただし、祝日と 12 月 29 日～翌年 1 月 3 日は除く。

### 5. 職員等の体制

職員体制は以下の通りです

職種	人数	勤務体制
医師	3 名	非常勤

※居宅療養管理指導を行う医師 藤岡 嗣朗、尾寄 博、西岡 大輔

### 6. 利用料金

(1) 居宅療養管理指導（I）（在宅時医学総合管理料を算定していない場合）

・単一建物居住者 1 人の場合：515 円（1 月 2 回限度）

- ・単一建物居住者 2～9 人以下の場合：487 円（1 月 2 回限度）

- ・上記以外の場合：446 円（1 月 2 回限度）

(2) 居宅療養管理指導（Ⅱ）（在宅時医学総合管理料等を算定している場合）

- ・単一建物居住者 1 人の場合：299 円（1 月 2 回限度）

- ・単一建物居住者 2～9 人以下の場合：287 円（1 月 2 回限度）

- ・上記以外の場合：260 円（1 月 2 回限度）※以下のいずれかに該当する場合は、1 週に 2 回・1 月に 8 回を限度とします。

- ・末期の悪性腫瘍の者

- ・中心静脈栄養を受けている者

※上記金額は 1 割負担の場合です。介護負担割合証が 2 割の方は、2 倍の、3 割の方は 3 倍の金額になります。

※その他、利用料金に対して特別地域加算（15%）が加算されます。（1 単位 1 0 円）

## 7. 支払い方法について

支払いについては、以下の窓口でお支払いください。

- ・南丹市国民健康保険南丹みやま診療所、美山林健センター診療所

- ・南丹市役所本庁会計課、各支所窓口

## 8. 契約解除について

事業者は、利用者又はその家族等が事業者職員に対して本契約を継続し難いほどの以下の不信行為を行った場合、文書で通知し、直ちに本契約を解除する場合があります。

(1) 身体的な攻撃（暴行・傷害等）

(2) 精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言等）

(3) 人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視等）

(4) 過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害等）

(5) 個の侵害（私的なことに過度に立ち入る等）

(6) 性的な内容の発言（性的な事実関係を尋ねる、性的な内容の情報の流布等）

(7) 性的な行動（性的な関係を強要、身体の不必要な接触等）

(8) その他、サービス利用または提供の継続が著しく困難になるような行為

※8. (1)～(7) 引用文献 厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

「職場におけるパワーハラスメント対策が事業主の義務になりました！」より

## 9. 緊急時の対応

必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、連携を行います。

## 10. 相談、苦情等について

サービス等全般にかかるご質問やご要望、苦情などございましたら、当事業所までお申し出ください。（電話 0771-75-1113）

苦情対応責任者は所長 藤岡 嗣朗です。

・当事業所以外の相談・苦情担当窓口

連絡先	電話番号
<b>【指定権者】</b> 京都府健康福祉部 高齢者支援課 受付時間 午前9時～午後5時（土日祝除）	075-414-4567
<b>【公的団体の窓口】</b> 京都府国民健康保険団体連合会 受付時間 午前9時～午後5時（土日祝除）	075-354-9011

11. 守秘義務について

利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接関わる関係者への必要な情報の提供、利用者が介護保険サービスを安心して受けて頂くために、サービス担当者会議において、介護支援専門員や他のサービス事業者等の担当者に必要な情報を提供するほか、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らしません。介護保険の居宅サービスを受けておられない場合はこの限りではありません。

附則

この重要事項説明書は、令和3年4月1日より施行する。

この重要事項説明書は、令和4年4月1日より施行する。

この重要事項説明書は、令和4年5月1日より施行する。

この重要事項説明書は、令和5年7月1日より施行する。

この重要事項説明書は、令和6年6月1日より施行する。